

家庭ごみ有料化制度 項目別検討事項（案） 第2回～第4回

項 目	内 容	
制度の成果 (制度導入の効果)	・家庭ごみの減量にかかる実績	検証検討について P8～11
対象となるごみ ※条例第19条の2 (家庭廃棄物の搬出方法)	・対象のごみ 燃やせるごみ、燃やせないごみ ・対象外のごみ 資源物、危険物、 剪定枝・落ち葉・草花 ボランティアごみ	ご意見拝聴会資料 P2～3
指定ごみ袋の種類と手数料額 ※条例第25条、別表第2 (一般廃棄物処理手数料)	・兼用袋 ・5種類 ・0.7円/リットル ・袋の形、大きさ、厚みほか ・指定ごみ袋方式 ・排出量単純比例型 ・手数料額を改定している他都市の例 増額（久留米市）減額（下関市）	ご意見拝聴会資料 P4～P6 資料編 P6～7
収入の用途 (ごみ減量・リサイクルに 関する経費)	・廃棄物処理施設整備基金 積み立て額ほか ・新規事業、既存事業 ごみステーション補助 クリーン推進員活動関連 ごみ減量・リサイクル啓発経費 生ごみ処理容器等による減量化促進事業 有価物集団回収運動促進事業 ごみ分別事典	ご意見拝聴会資料 P6～10
負担軽減措置	・対象者 ・措置方法（申請、配達ほか） ・交付する袋の大きさと枚数	ご意見拝聴会資料 P4 資料編 P4～5
不法投棄対策・不適正排出 対策	・不法投棄 ・不適正排出 ・野外焼却	ご意見拝聴会資料 P10
その他		-

※第5回 8/30 第2回～第4回の内容をとりまとめ、中間答申（案）として審議
第5回審議会終了後、審議会から市に中間答申
中間答申を受け、9月上旬、市が見直し案を策定